

川越市文化創造インキュベーション施設運営支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和８年１０月

川越市 都市計画部 都市景観課
文化創造インキュベーション施設

川越市文化創造インキュベーション施設運営支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

川越市文化創造インキュベーション施設（以下、「コエトコ」という）は、歴史と文化を生かした新たなまちを創造するまちと持続可能な魅力あるまちづくりを目指し、市指定文化財である旧川越織物市場及び旧栄養食配給所を復原・公開するとともに、建物を活用し、新たな価値を創出する活動（以下、「創造的活動」という）を行う事業者を支援することにより、市民の文化の向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とした施設である。

本施設の運営は、川越市が直接運営を行っているが、運営に伴う専門的な内容については知識、技術、経験等に優れた事業者の支援が必要となることから、そのための運営支援事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するもの。

2 業務の概要

(1) 業務名称

川越市文化創造インキュベーション施設運営支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「川越市文化創造インキュベーション施設運営支援業務委託仕様書」のとおり。

ただし、仕様書に定めのない事項であっても、当該業務の効果が上がると判断されるものについては、積極的に提案すること。

(3) 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

※債務負担行為に基づく複数年契約とする。

(4) 業務委託限度額

75,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、令和8年度が0円、令和9年度から令和10年度が年37,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

3 担当課

川越市 都市計画部 都市景観課 文化創造インキュベーション施設担当

（担当 倉本・丹羽・小林・笠原）

所在地：〒350-0056 川越市松江町2丁目11-10

電 話：049－298－3727

メールアドレス：koetoko★city.kawagoe.lg.jp ※ @を★に変換すること

ホームページ URL：h t t p s ://www.city.kawagoe.saitama.jp/

※「h t t p s」を半角に変換すること

4 参加資格

(1) 応募者の構成

応募者は、単独の法人又は法人の連合体とします。連合体による応募の場合は、必要な諸手続き等を一貫して担当する代表者をあらかじめ定めて応募すること。やむを得ない事情で市が構成員の変更を認めた場合を除き、構成員の変更は認められないものとする。また、1つの連合体の代表者又は構成員は、別の提案を行う連合体を構成する法人等や単独の応募者となることはできない。

連合体で参加する場合は、すべての構成員が(2)参加資格要件の①から⑨を満たす必要がある。

(2) 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則（昭和49年規則第21号）を遵守した上で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ① 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
ただし、名簿に登載されていないものであっても、必要書類を公募型プロポーザル参加申込書（様式1）に添付し、参加することができる。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、川越市における一般競争入札等の参加を制限されている法人に該当しない者であること。
- ③ 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの期間のいずれかの日において、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団員及び川越市暴力団排除条例（平成２４年川越市条例第３２号）第３条第２項に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- ⑥ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。法人又は法人が運営する施設について、過去３年間に於いて、法令に基づく改善の命令、事業停止又は業務停止等の処分を受けていないこと。また、直近に実施された官庁の監査、指導検査等において重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合を除く。
- ⑦ 納付すべき法人税、消費税及び地方消費税に未納（地方税法その他関係法令の規定に基づき納税猶予を受けている場合を除く。次の⑧も同じ。）がないこと。
- ⑧ 川越市内に本店又は支店がある場合は、納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税に未納がないこと。
- ⑨ 川越市の市民の文化の向上や地域経済の活性化のための施策を理解し、市が行うまちづくり行政に積極的に協力できること。
- ⑩ 国内で事業活動を行う地域まちづくり事業のコーディネートを３年以上実施した経験を有する法人であること。

5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおり。

内容	期間等
公募の開始	日程：令和８年１０月２９日（木）
質問の受付	日程：令和８年１０月２９日（木）～１１月１２日（木） 回答：同年１１月１９日（木）※市ホームページにて公開
現地見学	日程：令和８年１１月４日（水）～１１月１２日（木）
参加申込み	日程：令和８年１０月２９日（木）～同年１１月２７日（金）
参加資格の 確認結果通知	日程：令和８年１２月４日（金）
企画提案書の提出	日程：令和８年１２月８日（火）～同年１２月１１日（金）
書類審査 （一次審査）	概要：企画提案書提出者が５者を超えた場合、書類審査を実施 結果通知：令和８年１２月１８日（金）
ヒアリング審査 （二次審査）	日程：令和８年１２月２４日（木）※予定 詳細通知：令和８年１２月１８日（金）

結果通知	日程：令和 9 年 1 月 1 5 日(金)※予定
契約締結	日程：令和 9 年 1 月中※予定

6 参加申込みについて

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する意思がある場合は、次の書類を提出すること。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められない。

		書類名	様式	備考
必須書類	①	公募型プロポーザル参加申込書	様式 1	
	②	連合体委任状	様式 2	連合体で参加する場合のみ
	③	誓約書	様式 3	
	④	業務経歴書	様式 4	
	⑤	過去 3 年間の財務諸表（写し）		
資格審査が必要な場合	⑥	公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び委任状	様式 A	代理人を置く場合は委任状
	⑦	使用印鑑届及び委任状	様式 B	
	⑧	経営規模等総括表	様式 C	
	⑨	納税証明書等申請書兼証明書	様式 D	市内本店又は市内営業所が参加する場合のみ
	⑩	納税証明書（写し）		
	⑪	履歴事項（全部）証明書（写し）		

(2) 公告日（公募日）

令和 8 年 1 0 月 2 9 日（木）

(3) 公告方法

川越市ホームページ『<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>』に記載する。

※トップページ→産業・ビジネス→入札・契約→発注情報→プロポーザル案件
→令和 8 年度プロポーザル案件

(4) 受付期間

令和 8 年 1 0 月 2 9 日（木）から同年 1 1 月 2 7 日（金）午後 4 時まで

(5) 提出方法

上記①から⑪までの書類※に必要事項を記入し、「コエトコ」まで持参又は郵送により 1 部提出すること。なお、郵送の場合は対面での受取が可能な方法で送付すること。

※ 令和7－8年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている場合、①から⑤までの書類のみでよいものとする。

(6) 参加資格の確認等

提出書類に基づき、参加資格の確認を行う。参加資格の確認結果は、令和8年11月27日（金）に、参加申込みをしたすべての事業者に対し、電子メール及び書面にて通知する。

7 現地見学

本施設の見学を希望する場合は、予めコエトコに連絡し、担当者と調整の上、訪問すること。現地での見学内容は、館内の施設紹介を行うものとする。また、施設への訪問は、現地集合、現地解散とする。

(1) 対応期間

令和8年11月4日（水）午前9時～11月12日（木）午後4時まで

(2) 開館時間・休館日

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：月曜日（月曜が祝日の場合は開館、翌平日が休館日となる）

(3) 見学可能箇所

- ・ 一般公開されている箇所（旧栄養食配給所、復原展示室、企画展示室、インフォメーション、トイレ）
- ・ 立入禁止箇所（サロン、共用作業室）

(4) その他

- ・ 施設への質問は一切受け付けない。質問が生じた場合には、質問の受付・回答の流れに沿って、質問を行うこととする。
- ・ 見学会以外の日程であっても施設の開館時間内であれば、解放されている箇所についての見学は自由に行うことができるものである。この場合は職員の同行はなく、関係者以外立ち入り禁止箇所の見学はできない。

8 質問の受付

本プロポーザルの実施要領に関して質問がある場合は、「質問票（様式5）」を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年10月29日（木）から11月12日（木）午後4時まで

(2) 提出方法

「質問票（様式５）」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「コエトコ」宛に「プロポーザル質問票（事業者名）」を表題として送信すること。

メール送信後、「コエトコ」に受付確認の電話を行うこと。なお、電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）に対しては、一切回答を行わない。

(3) 回答

受け付けた質問と質問の回答は、令和８年１１月１９日（木）に、市ホームページにて公開する。

9 企画提案書等の提出

参加事業者は、選考に必要な次の書類（以下「提出書類」とする）を持参又は郵送により提出すること。（持参の場合は事前に連絡すること）

なお、提案は１参加事業者につき１つの提案とする。

	書類名	様式	備考
①	公募型プロポーザル参加届出書	様式 6	代表者印を押印すること
②	実施体制調書	様式 7	
③	職員配置予定表	様式 8	配置予定職員が未定であっても記入すること
④	業務工程表	様式 9	
⑤	企画提案書	様式10	
⑥	見積書	様式11	下記備考欄 4 を参考に記入すること
	備考 1 ②から⑤の書類について、作成事業者を特定できる内容の記述を行わないこと。 2 見積書（様式11）の項目・内容は、人件費、直接経費等を区分し、それぞれの内容について記入すること。 3 見積書は令和９年度と令和１０年度について作成すること。		

(1) 提出期間

令和８年１２月８日（火）午前９時から同年１２月１１日（金）午後４時まで
（郵送の場合は必着）

(2) 提出方法

上記①から⑥までの書類に必要事項を記入し、「コエトコ」まで持参又は郵送により１部提出すること。なお、郵送の場合は対面での受取が可能な方法で送付すること。

なお、書類提出後、電子メールの表題は、「プロポーザル企画提案書（事業者名）」として、①から⑥の写しを電子メールに添付し提出すること。添付ファイルを含めて一回のメール容量が5メガバイトを超える場合は、別途送付方法を指定するため、「コエトコ」宛に事前に連絡すること。

10 選考方法

選考は、ヒアリング審査により実施する。なお、企画提案書の提出者が5者を超えた場合には、業務の実績、企画提案書等の書類による審査を行い、上位5者をヒアリング審査の対象とする。書類による審査を行った場合は、令和8年12月18日（金）に審査結果を電子メール及び書面にて通知する。

(1) ヒアリング審査

ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行うものとする。その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、プレゼンテーションの時間は20分以内で、その後質疑応答（15分程度）を予定している。

ヒアリング審査の実施は、令和8年12月24日（木）を予定しており、時間等の詳細案内は令和8年12月18日（金）までに、企画提案書等の提出を行った参加事業者に電子メール及び書面にて通知する。

(2) 評価

評価は、別紙「評価基準表」により行う。審査による評価の合計点が上位の者を受注候補者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の受注候補者として決定する。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定する。

なお、選考に当たり、審査委員会において最低基準を設ける。また、参加事業者が1者の場合も基準点を基に選考を行うが、全ての参加事業者の提案が仕様書の内容に合致しなかった場合は、再度公募を行うものとする。

受注候補者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を受注候補者とする。

(3) 選考結果

選考結果は、令和9年1月15日（金）までに参加事業者に電子メール及び書面にて通知する。

(4) その他

① プレゼンテーションでプロジェクター等が必要な場合は、「コエトコ」に事前に連絡し、相談すること。この場合において、パソコン（Windows）、プロジェクター、スクリーン、レーザーポインターについては市で用意する（その他の機器が必要な場合は参加事業者が用意するものとする）。また、ヒアリン

グ審査で使用する電子データは、市の指定する日までに、市の指定する様式にて提出すること。

- ② ヒアリング審査当日は、パワーポイント等のデータを持参し、それを用いてのプレゼンテーションが可能である。ただし、企画提案書の内容に沿ったものとし、企画提案書の範囲を超えたり、企画提案書を差替えたりすること等は認めない。
- ③ ヒアリング審査の場合において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないこと。
- ④ 審査委員会での選考は非公開とする。また、選考実施後、実施要領・仕様書・現場等の公表資料についての不明や選考結果を理由とした異議申立てはできないものとする。

11 結果の公表

選考結果は、川越市ホームページで公表する予定。

12 契約の締結

本業務の委託事業者に選定された者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結する。なお、契約においては、川越市契約規則に基づき執行する。

13 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額（総額及び年度毎の限度額）を超えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者及び担当者を配置する

ものとし、当該管理責任者及び担当者の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めない。

- (4) 川越市と契約を締結する事業者は、提案内容の詳細について、提出書類の「業務工程表（様式9）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとする。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (8) 参加申込みの後に辞退する場合は、「辞退届（様式12）」を提出する。

（参考）

- (1) 電子メールで提出するもの及び表題について
 - ・「プロポーザル質問票（事業者名）」：様式5
 - ・「プロポーザル企画提案書（事業者名）」：様式10
- (2) 書類で提出するものについて
 - ・「公募型プロポーザル参加申込書」等：様式1ほか
 - ・「公募型プロポーザル参加届出書」等：様式6ほか